

○財務省告示第三百十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成十五年四月二十一日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年五月八日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二年）（第二百七  
回）

二 発行の根拠  
平成十四年度における財政運営  
のための公債の発行の特例等に  
関する法律（平成十四年法律第  
二十号）第二条第一項及び国債  
整理基金特別会計法（明治三十  
九年法律第六号）第五条第一項  
社債等の振替に関する法律（平  
成十三年法律第七十五号）以下

三 振替法の適用等  
「振替法」という。の規定の適  
用を受けるものとし、その振替  
機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、価格競争入札におい  
て定められた利率をその利率と  
し、価格競争入札において募入  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し  
て得られる価格をその発行価格  
とするものによる発行（以下「  
非競争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法

十一	十	九	八	七	六
一					
発	発	振	最	払	発
行	行	替	低	札	札
価	行	単	額	非	非
格	価	位	面	札	札
日	日		金	入	入
				入	入
平成十五年四月二十一日	す。額の記載又は記録は、最低額と	振替法の規定による振替口座簿	五百万円	一兆七千九百二十六億六千二百七十兆七千九百八十八万円で	第一項の規定に基づき発行した
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	国債整理基金特別会計法第五条
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	三十万円
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	金額で八千九百十九億三千四百
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	した。付国債については、額面
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	五、第一条の規定に基づき発行
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	円、国債整理基金特別会計法第
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	九百九十二億六千五百七十万
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	債については、額面金額で八千
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	の規定に基づき発行した付国
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	例等に関する法律第二条第一項
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	政運営のため公債の発行の特
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	う、平成十四年度における財
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	円金額で一兆七千九百十二億
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	割り当てて、応募額を案分により
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	各申込みの応募額を順位により
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	も、からそのうち応募額を優先
			百十億八千三百六十六万二千四	七千九百八十八万円で	各申込みのうち応募額の低い

イ 価格競争 額面金額百円につき百円八銭以  
 ロ 入札発行 上の金額の応募価格  
 非競争入 額面金額百円につき百円八銭  
 札発行

十二 利率  
 十三 経過利率  
 の払込み

(一) 年〇・一パーセント  
 は、募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額に加えて、次の算  
 式により算出した金額を第二  
 十号に規定する期日に払い込  
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{365}$$

十四 初期利子

(二) 発行時において、その利子に  
 係る所得税が源泉徴収されるも  
 のとして振替口座簿中の口座  
 に記載又は記録されるもの  
 については、前記(一)の算式に  
 算出した金額から当該金額  
 に百分の二十を乗じた金額(た  
 だし、当該国債を発行時にお  
 いて取得する者が非居住者又  
 は外国法人である場合には、前  
 記(一)の算式により算出した金  
 額に当該非居住者又は外国法  
 人が適用を受ける所得税の税率  
 を乗じた金額)を控除すること  
 ができる。

平成十五年十月二十日を支払期  
 とし、次の算式により算出した  
 金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う(以下、  
 次号及び第十六号において規定  
 する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六  
十五

払 者 入 払 元 償 償  
込 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 金 期  
日 加 支 額 限  
子 以

平 財 日 額 平 利 て を 毎  
成 務 本 面 成 子 、 支 年  
十 大 銀 金 十 を そ 払 四  
五 臣 行 額 七 支 の 期 月  
年 か 百 年 払 日 と 十  
四 から 円 に 四 う 。 以 十  
月 通 につ 月 月 前 六 各 及  
二 知 を つき 月 月 月 月 支 び  
十 受 け 百 十 十 十 十 十  
一 け た 円 日 日 日 日 日  
日 者 円 日 日 日 日 日  
る 者 円 日 日 日 日 日  
る 者 円 日 日 日 日 日  
る 者 円 日 日 日 日 日